

取引・証明に該当する具体的事例 （計量器の検査が必要です）

計量検査対象外となる事例

業種	使用例
事業所、飲食店、パン屋、製麺所等	原材料の配合（調理）に使用するはかり
公民館、公共施設等	個人が健康管理のために設置（使用）するはかり
農業、農家、直売等	目安の計量として使用するはかり
学校、施設等	教材、実習又は調理に使用するはかり
運送業、宅配便、コンビニエンスストア等	サイズ（縦・横・高さ）により、運送料金を特定するために使用するはかり
病院、調剤薬局等	内部管理用として計量結果（体重・薬剂量）をカルテに記載するために使用するはかり

※ 工程管理における計量等、内部的な行為にとどまり、計量の結果が外部に表明されない行為や、契約の要件にならない計量、単に参考値を示すだけの計量などは 取引・証明行為には含まれない。

計量検査対象外となるはかり

はかり	対象外となる理由
家庭用計量器	一般家庭で使われているキッチンスケール、ベビースケール、ヘルスメーターなどは、健康管理や調理の目安として使われているもので、取引や証明のための計量には使用できない。
適正計量管理事業で使用するはかり ・ 日本通運(株) ・ 日本郵政グループ（郵便局等）	取引や証明に使用しているはかりを「計量管理規程」に基づき、自主的に検査を行っているため、公的機関が行う「定期検査の受検義務」が免除される。